



安全
安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No137号 2012.4.3
発行:JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkakotekkai.com>

判決のどこが不当か！ その①

東京地裁は「首切り自由」を認めるのか！

会社主張を丸呑みにして取り入れた不当判決

3月29日と30日に、乗員裁判(36部 渡辺弘裁判長)と客乗裁判(11部 白石哲裁判長)の判決がありました。2011年1月19日の提訴以来、6回の口頭弁論の中で、本件整理解雇がいかに合理性のないものであったかを明らかにしてきました。しかし、両判決は、法廷で明らかになった事実や証拠を一切無視し、会社の主張を丸呑みした不当極まりない判決でした。司法への信頼も失墜しました。裁判所が「首切り自由の社会」の推進者となる不当判決に、地裁に駆けつけた誰もが怒りをあらわにしました。判決の不当性と問題点についてシリーズで紹介します。

判決全体に流れる不当性

1. 乗員判決は全文で44ページ、判断部分はわずか16ページの中身の薄い判決

原告の最終準備書面は453ページ、会社の最終準備書面でさえ117ページに及ぶことを見られるように、当事者が多岐に渡る論点について詳細に論じているにもかかわらず、判決の判断部分が16ページしかない。しかも内容が杜撰で中身の薄いものである。

2. 整理解雇法理(整理解雇の4要件)を適用すべきであるしながらも、判断内容を見ると、整理解雇法理に従つた判断をひとつもしていないという矛盾に満ちた判決

会社は結審間際に「更生会社に整理解雇法理は適用しない」という主張を出してきた。判決はその主張を採用せず、整理解雇法理を適用するとしたが、実際には判例上確立した整理解雇法理に従つた判断をしておらず、竜頭蛇尾の判断となっている。

3. 客乗判決では、稻盛発言を、「心情を吐露したもの」で片づけている

稻盛会長の発言「経営上整理解雇する必要はなかった」は、証人尋問で更に裏付けられたにもかかわらず、判決で「苦渋の決断としてやむなく整理解雇を選択せざるを得なかつたことに対する主觀的心情を吐露したに過ぎない」として、解雇の必要はなかったとする根拠にならないとした。

証人尋問で明らかになったことは無視し、証人の気持ちを勝手に解釈し、判決の理由にしている。これでは何のために証人尋問をしたのか言わざるを得ない。しかも、稻盛会長は、整理解雇は管財人が判断し、それに対し解雇回避するよう提言すらしなかったことも法廷で明らかになった。

4. 客乗の希望退職で削減目標人数を達成できないよう、会社が作り出した施策に目をつむっている

会社が6月段階で削減対象者を特定していたこと、その対象者が確実に削減の対象となるようにするために、客乗職だけ9月に削減目標の上積みをしたこと、希望退職募集に年齢制限を付けて削減目標達成を妨げたことなど、目標不達を作り出した会社のやり方に目をつむっている。

5. 乗員組合とCCU(キャビンクルーユニオン)の提案については、「一時的な措置で問題を先送りするもの」「解雇回避の抜本的措置になりえない」と一蹴した

両組合が提案した、解雇によらない人員削減案を、会社が検討しないまま強行した解雇を容認している。

6. 人選や手続きに関しても、被告の主張をそのまま引き写しただけの判断をしている

特に病気欠勤基準や年齢基準が安全に与えた深刻な影響について、乗員判決では、不安全問題が生じることなど「にわかに想定しがたい」と、客乗判決では、「単なる憶測」「論理の飛躍」などとして全く目を向けようとしなかった。